

様式7 入札監視委員会定例会議議事概要

令和7年度第1回山口大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	令和8年2月24日(火) 10:30~11:30 山口大学事務局2号館2階特別小会議室	
委員	委員長 田川 晋也(宇部工業高等専門学校 経営情報学科教授) 委員 川野 英明(山口市総務部契約監理課長) 委員 柴田 敏彦(柴田公認会計士事務所 公認会計士)	
審議対象機関	令和6年1月1日 ~ 令和7年3月31日	
抽出案件(合計)	8 件	(備考)
建設工事(小計)	6 件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0 件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	5 件	
工事希望型競争入札	0 件	
通常指名競争入札	0 件	
随意契約	1 件	
設計・コンサルティング業務(小計)	2 件	
公募型プロポーザル方式	0 件	
簡易公募型プロポーザル方式	0 件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	0 件	
標準型プロポーザル方式	0 件	
公募型競争入札方式	0 件	
簡易公募型競争入札方式	0 件	
一般競争入札	0 件	
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

質 問	回 答
<p>1. 山口大学において発注した建設工事について [資料1] [資料2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul> <p>2. 山口大学において発注した設計・コンサルティング業務について [資料3] [資料4]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul> <p>3. 審議対象工事等に関する点検事項について [資料5]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul> <p>4. 建設工事等における審議案件について [資料6] [資料6-1～資料6-8]</p> <p>【建設工事 審議案件】 [資料6-1] 山口大学（白石1）附属山口中学校校舎Ⅱ期改修電気設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気設備工事とはどのような工事内容か。</li> <li>・ 入札はどのような形式で行われているか。</li> <li>・ 県内の業者が多数参加していない原因は何と考えるか。</li> <li>・ 完成検査は国交省指定の実施方法なのか。</li> </ul> <p>[資料6-2] 山口大学（吉田）屋内体育施設等改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の積算基準は文科省のものを採用しているのか。物価資料以外に、独自で取得した見積等は採用しているのか。</li> </ul> <p>[資料6-3] 山口大学（吉田）屋内体育施設等改修電気設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校舎の内装改修に伴う照明等の配線工事及び電気室との接続等を行った。</li> <li>・ 原則、電子入札システムにて執行している。</li> <li>・ 参加資格等の条件は緩和しているが、技術者の従事状況等で参加者が限定的であったと考えられる。</li> <li>・ 文科省指定の実施方法にて行っている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の積算基準は国交省の統一基準を採用している。物価資料以外に独自で取得した見積等を採用している箇所もある。</li> </ul>

〔資料6-4〕山口大学（吉田）屋内体育施設等改修機械設備工事

- ・ 1回目の入札公告時に不調であったが、2回目の時にはどのように公告したのか。

〔資料6-5〕山口大学（医病）第2中央診療棟改修昇降機設備工事

- ・ 既存のエレベーターメーカー以外のメーカーでも対応可能な工事であったのか。

〔資料6-6〕山口大学（吉田）農学部機械警報盤自動制御機器修理（災害復旧）

- ・ 本契約は緊急性が高く1者のみが対応可能ということで随意契約を行っているとのことだが、複数者対応が可能な場合はどのように手続きを行うのか。

【設計・コンサルティング業務 審議案件】

〔資料6-7〕山口大学（白石1他）附属山口中学校校舎改修Ⅱ期等設計業務

- ・ 特になし

〔資料6-8〕山口大学（医病）第2中央診療棟改修設計業務

- ・ 落札率が高いが、随意契約の根拠となった契約の落札率を採用しているのか。

5. その他  
指名停止について  
該当なし

再苦情の申し立てについて  
申立てなし

- ・ 図面等については変更せず、競争参加資格について、条件を大幅に広げ実績・経験の要件を緩和した。

- ・ 本工事は特定メーカーに限定する仕様にはしておらず、対応可能であった。

- ・ 複数者対応が可能であれば、見積合せを行い安価な者と随意契約を行うこととなる。ただし、最も安価な者による対応が著しく遅くなる場合は、緊急性を優先し、その次に安価な者との随意契約を行うこととなる。

- ・ 落札率は採用していない。落札率が高いのは、複数回の見積合せを行った結果である。

以上